



竹 原 市

Press Release

「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」

平成31年2月28日

平成30年7月豪雨災害義援金の第3次配分について

1 概要

平成30年7月豪雨災害により住家が全壊・流失・半壊・大規模半壊・床上浸水した世帯及び亡くなられた方のご遺族や1か月以上の治療を要した重傷者の方に対して、第2次義援金を配分します。

2 配分内容

	区分	第1次・第2次配分額	第3次配分額
人的被害	災害で死亡された方のご遺族の代表者	1人につき180万円	1人につき50万円
	1か月以上の治療を要した重傷者の方	1人につき90万円	1人につき25万円
住家被害	住居全壊	1世帯あたり180万円	1世帯あたり50万円
	住居半壊（大規模半壊を含む）	1世帯あたり90万円	1世帯あたり25万円
	床上浸水	1世帯あたり18万円	1世帯あたり5万円

(注1) 人的被害による配分金と住家被害による配分金は併せて配分されます。

(注2) 世帯主の方に配分します。

3 申請・配分方法

(1) 既に義援金の受付を行った場合

竹原市に届け出ている指定口座に第3次配分額を入金します。

第3次配分金の入金予定日…平成31年3月8日（金）

入金については、書面でお知らせします。

(注) 重傷者の方がいる場合は、再度、受付が必要です。

(2) まだ義援金の受付を行っていない場合

●申請先

竹原市役所 社会福祉課福祉総務係 (竹原市中央五丁目1番35号)

●提出書類と必要なもの

- ・罹災証明書
- ・口座振替依頼書 (受付時に窓口でお渡しします。)
- ・罹災証明書の発行を受けた世帯主の方の口座名義の預金通帳
- ・印鑑 (認印で構いません。)

※ 重傷者の方がいる場合、上記の書類等のほか、医師の療養見込期間を記載した診断書による診断書・治癒証明書等の書類が必要です。

●配分額

第1次・第2次配分額と併せて配分します。

問い合わせ先

竹原市福祉部社会福祉課福祉総務係

電話 0846-22-2946 FAX 0846-22-5311

担当者 内山・萩原